

## 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有しており、国内外より訪れる観光客の増加が続いていたが、今般の新型コロナウイルスの感染症拡大の影響により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けている。

今後は、まず第3波襲来により急速に拡大しているコロナ感染を抑制し、経済活動を図ることや復興に向けた取組を加速することが必要であり、そのためには北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域(生産空間)が持つ潜在能力が最大限発揮できるよう、生産性の向上に資する高規格幹線道路ネットワークの早期形成や機能向上が不可欠である。

また、本道は近年、豪雨、暴風雪、地震、津波などの自然災害発生時における交通障害、多発する交通事故、道路施設の老朽化など様々な問題を抱えている。加えて、本州に比べ積雪寒冷の度合いが特に甚だしく、除排雪等に要する費用も多額となっている。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、自然災害の防災対策や復旧工事、道路整備・管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することを求め、次の事項に特段の措置を講ずるよう強く要望する。

### 記

- 1 長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、新たな財源を確保するとともに、道路関連予算は所要額を満額確保すること。
- 2 高規格道路は着手済み区間の早期開通と未着手区間の着手及び、暫定2車線区間の対面通行区間（センターポール区間）の早期解消を図り、通行の安全を確保すること。
- 3 令和2年度までの限定的な措置となっている「防災・減災、国土強靱化の3か年緊急対策」を継続し、対象事業の範囲を拡充すること。また地方が国土強靱化地域計画に基づく事業を着実に推進するため、必要な予算を確保するとともに、緊急自然災害防止対策事業債の継続を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。
- 4 道路施設の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図るとともに、対策予算を確保すること。
- 5 冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の発展に資する交通ネットワークの形成など、地域の暮らしや経済活動の復旧を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

- 6 泊発電所周辺道路は複合災害発生時の避難道路となることから、こうした道路は国の負担割合を引き上げるとともに、早急な整備と適切な管理を図るための必要な予算を別枠で確保すること。
- 7 災害時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の維持・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和2年12月18日

北海道中川郡美深町議会議長 南 和 博

**【提出先】**

衆議院議長 大島 理森 殿  
参議院議長 山東 昭子 殿  
内閣総理大臣 菅 義偉 殿  
財務大臣 麻生 太郎 殿  
総務大臣 武田 良太 殿  
国土交通大臣 赤羽 一嘉 殿  
国土強靱化担当大臣 小此木 八郎 殿